

1. 趣旨

青森県では令和7年度に、令和8年度から令和12年度までを計画期間とした、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5第1項に規定する廃棄物処理計画であり、かつ、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第32条の規定に基づく循環型社会の形成のために必要な青森県の施策に係る計画である、青森県循環型社会形成推進計画を策定することとしている。

その策定に当たり県が実施する、県内に所在する処理施設に搬入される一般廃棄物の組成に関する調査となる。

2. 調査場所

	名称	設置者	所在地	電話番号
1	青森市清掃工場	青森市	青森市鶴ヶ坂早稲田 241-1	017-757-8840
2	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸清掃工場	八戸地域広域市町村 圏事務組合	八戸市櫛引取揚石 1-1	0178-27-1351

3. 調査対象及びごみ区分

調査対象は、市町村等が自ら、又は市町村等から一般廃棄物収集運搬業務の委託を受けた者もしくは一般廃棄物収集運搬業の許可を得た者が収集し、調査場所に搬入した可燃ごみとする。

また、調査対象となる可燃ごみは、その排出者により生活系ごみと事業系ごみに区分する。

4. 試料の採取

調査場所ごとに、施設設置者と調整して決定した日時・場所において、ごみ区分ごとにそれぞれ、塵芥車が施設に搬入したごみ中から任意に、1台当たり40kg以上、計200kg以上となるように採取した。

青森市清掃工場

- ・生活系ごみ:5台の塵芥車から224kg超を採取しました。
- ・事業系ごみ:5台の塵芥車から220kg超を採取しました。

八戸清掃工場

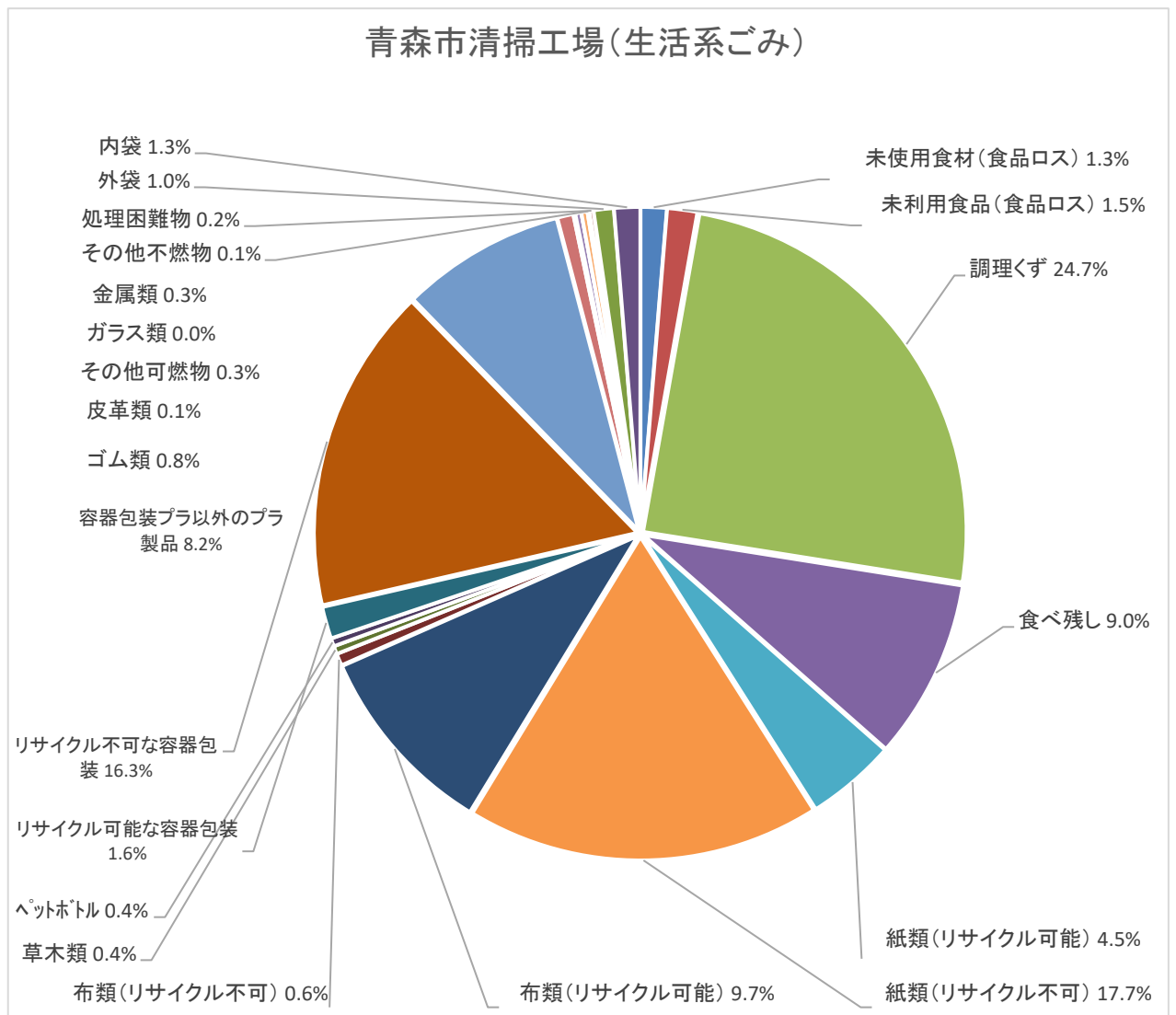
- ・生活系ごみ:5台の塵芥車から205kg超を採取しました。
- ・事業系ごみ:5台の塵芥車から206kg超を採取しました。

5. ごみ組成の平均

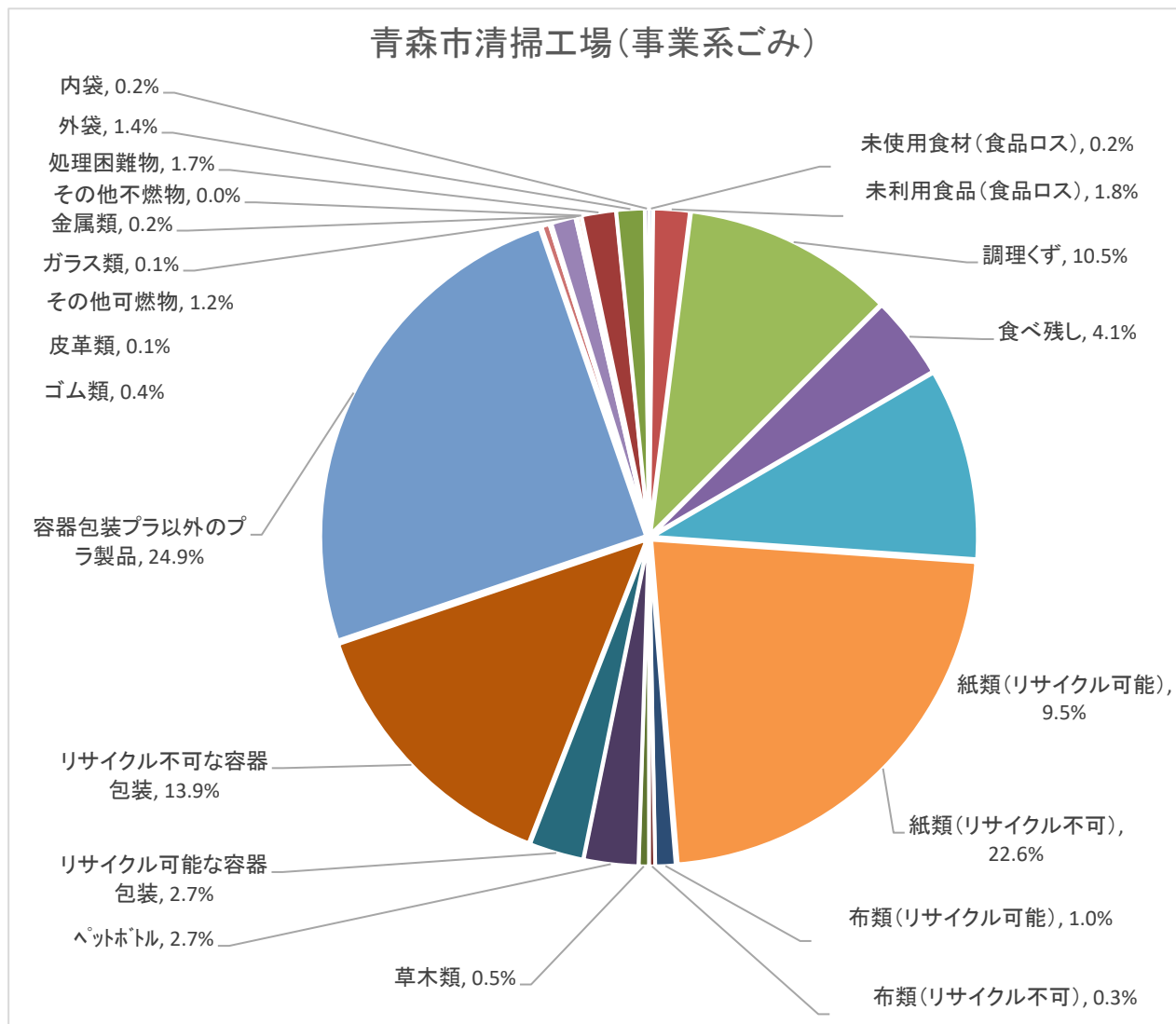
単位:kg

	種別	大分類	小分類	青森市清掃工場			八戸清掃工場			全体平均
				生活系ごみ	事業系ごみ	平均	生活系ごみ	事業系ごみ	平均	
1	可燃	厨芥類 (生ごみ)	未使用食材(食品ロス)	2.9	0.5	1.70	4.5	4.0	4.25	3.0
2			未利用食品(食品ロス)	3.3	3.9	3.60	2.4	15.2	8.83	6.2
3			調理くず	55.8	23.2	39.50	48.3	7.9	28.09	33.8
4			食べ残し	20.1	9.1	14.60	1.5	4.7	3.09	8.8
5		紙類	リサイクル可能と考えられるもの	10.0	20.9	15.45	13.4	33.7	23.53	19.5
6			リサイクル不可のもの	39.7	49.7	44.70	34.0	56.8	45.38	45.0
7		布類	リサイクル可能と考えられるもの	21.7	2.2	11.95	0.9	0.3	0.59	6.3
8			リサイクル不可のもの	1.4	0.6	1.00	4.4	3.7	4.05	2.5
9		草木類		0.8	1.2	1.00	24.2	7.1	15.67	8.3
10		プラスチック類	ペットボトル	0.8	6.0	3.40	0.4	6.3	3.36	3.4
11			リサイクル可能な容器包装	3.7	5.9	4.80	5.5	5.6	5.58	5.2
12			リサイクル不可な容器包装	36.5	30.7	33.60	30.9	29.5	30.21	31.9
13			容器包装プラ以外のプラ製品	18.5	54.8	36.65	23.1	7.1	15.12	25.9
14		ゴム類		1.8	0.9	1.35	0.4	1.0	0.71	1.0
15		皮革類		0.3	0.2	0.25	0.3	0.0	0.13	0.2
16		その他可燃物		0.7	2.6	1.65	4.3	15.6	9.99	5.8
17	不燃	ガラス類		0.0	0.2	0.10	0.0	0.0	0.01	0.1
18		金属類		0.6	0.5	0.55	0.4	0.1	0.26	0.4
19		その他不燃物		0.2	0.0	0.11	0.9	0.6	0.77	0.4
20	処理困難物			0.4	3.7	2.05	0.5	0.2	0.36	1.2
21	外袋			2.3	3.0	2.65	2.2	4.9	3.57	3.1
22	内袋			3.0	0.5	1.75	2.7	1.9	2.31	2.0
合計				224.5	220.3		205.3	206.4		

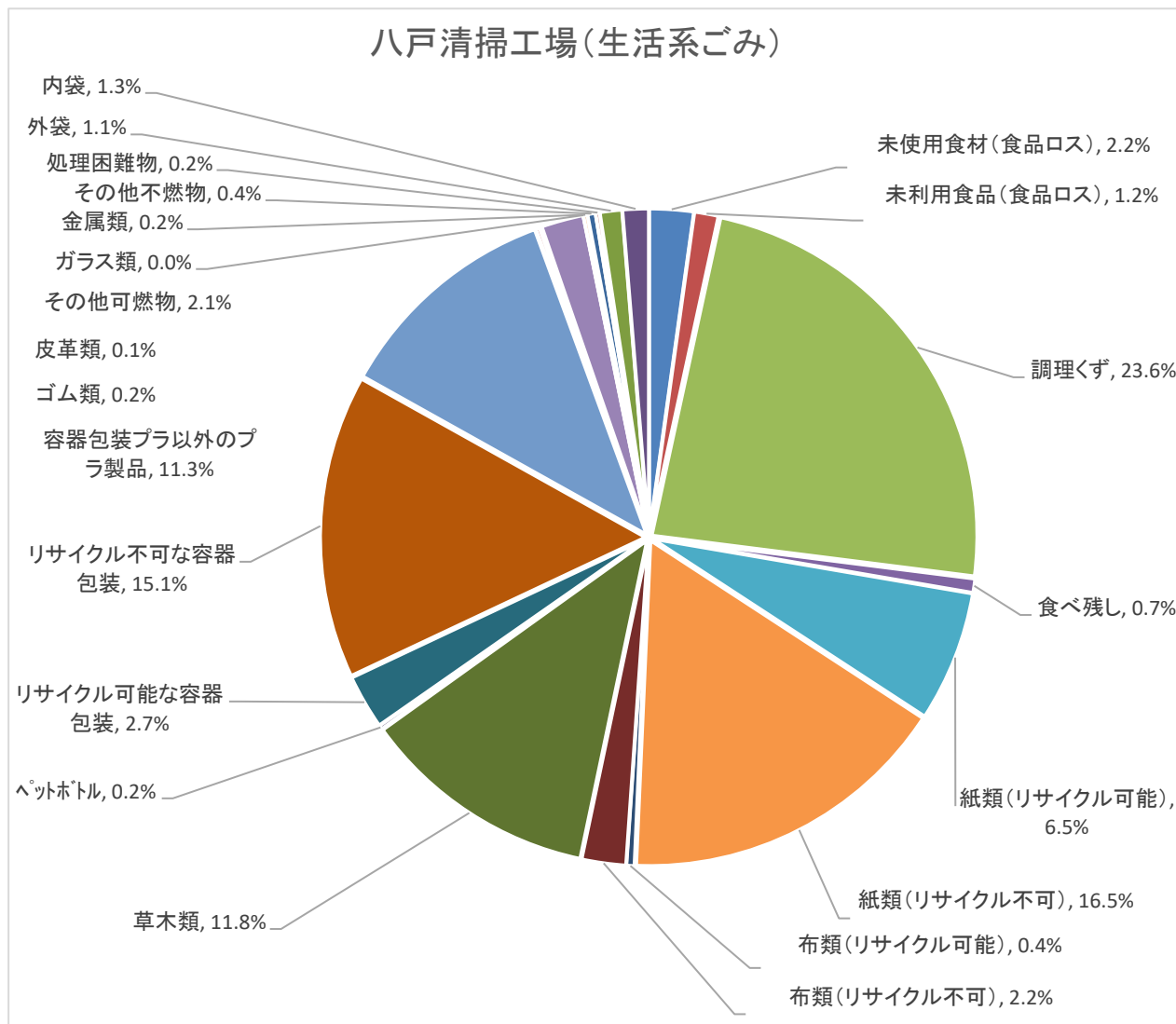
6. ごみの排出傾向



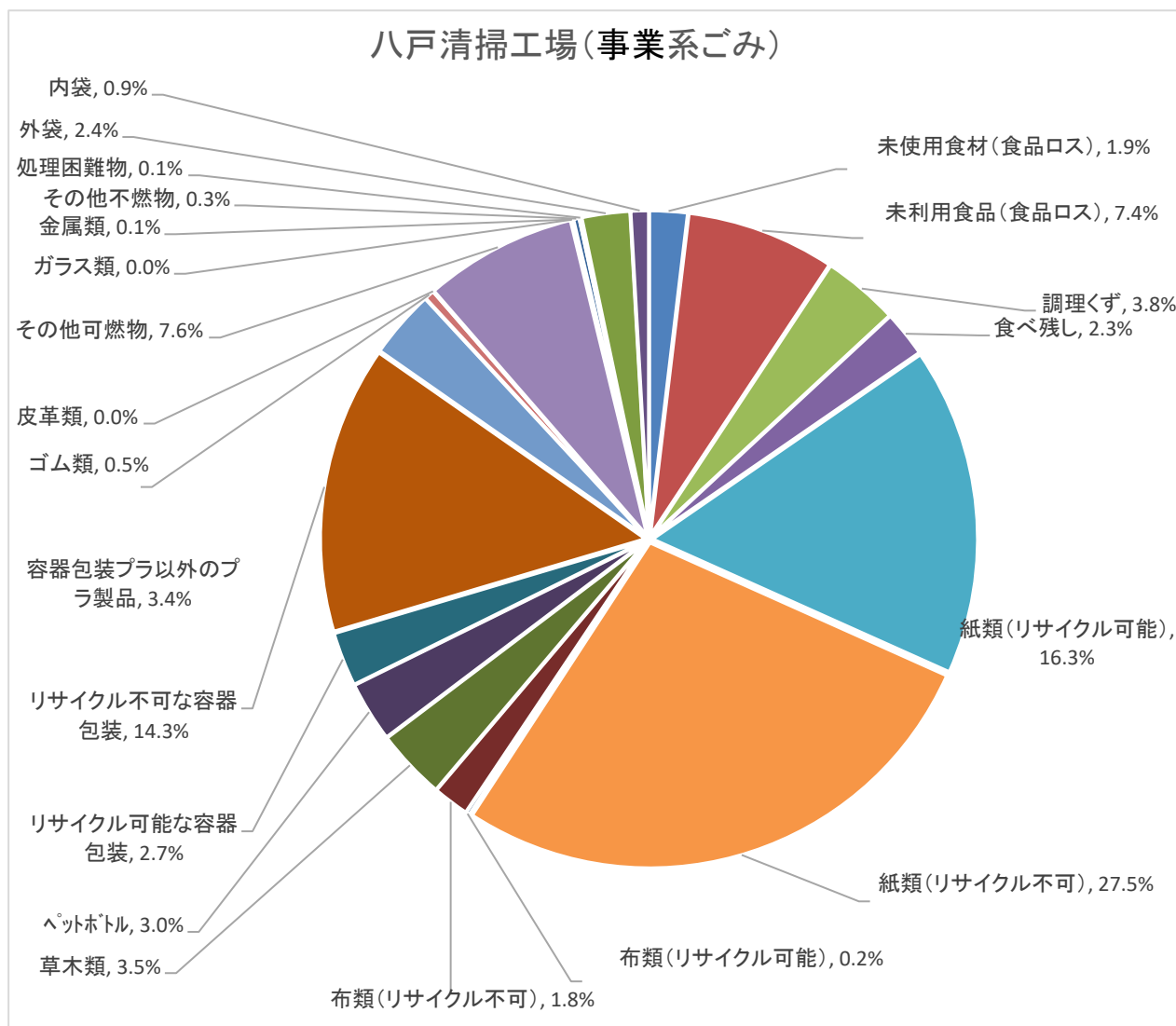
- ・調理くずが24.7%と多く、果物の皮、卵殻が多くみられました。
- ・リサイクル不可な紙類は、食品のパッケージやノート、使用済みのコピー用紙類が多く見られました。
- ・リサイクル可能な布類は洋服が多く、汚れも少ないため再利用可能と思われます。
- ・リサイクル不可な容器包装は、食品の容器包装がほとんどを占めました。
- ・生活系のごみは厨芥類が36.5%、紙類22.2%、布類10.3%となり69%を占める結果となりました。
- ・処理困難物は、ペット用の砂とコンクリートブロックの破片でした。



- ・生活系ごみと比較して未利用食材が多いのは、事業で廃棄される賞味期限切となる食材が多いためと思われます。
- ・未利用の食材は肉やパンが多くみられました。
- ・リサイクル不可な紙類の多くは、商品パッケージや裁断後のコピー用紙。また、生活系よりも大きい紙類が多く廃棄されるためと推測されます。
- ・容器包装以外のプラ製品は、大人用紙おむつが非常に多く感じました。
- ・リサイクル可能な容器包装はカップ麺の容器が多くを占めました。



- ・青森市と比較して、調理くずは同程度だが、食べ残しと思われる厨芥類が少なく感じました。
- ・草木類の大半は庭木の枝でした。
- ・容器包装以外のプラスチックには大きめのバケツなどがありました。
- ・処理困難物はペット用の砂が多くを占めました。
- ・青森市清掃工場の生活系ごみと同程度の調理くず量で、平均的なものと推測されます。



- ・未使用食材は野菜が多くみられました。
- ・未利用食品は賞味期限切れで事業場から廃棄されたものと考えられます。青森市と比較すると多く感じました。
- ・リサイクル可能な紙類の多くはパッケージ包装紙で、かなりきれいな状態を保っていました。
- ・その他可燃物はお風呂マットや装飾品等が多く含まれました。